

「省エネ最適化診断」サービス約款の改訂内容（2021年8月20日）

- ・ 第4条第3項(2)② 説明会は訪問による実施を中心としますが、
⇒説明会は訪問による実施を基本としますが、に変更
- ・ 第4条第4項を追加
事業所規模が大きく、専門家の派遣人数等に追加が必要な場合は、
別途協議の上定めます。
なお、この場合、第4条第2項、第3項および第6条第1項の内容も
派遣人数等に合わせ変更するものとします。
- ・ 第7条第1項 本サービスの提供を承諾する場合は、
⇒本サービスの提供を承諾し、 に変更
- ・ 第1条第3項、第4条第3項(2)、第13条第1項(1)(2)の一部表記変更

以上